

盛岡広域振興局長告示第86号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成24年10月26日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1(1) 名称 八幡平市朝日山休猟区

(2) 区域 国道282号と市道館市線との交点を起点とし、起点から国道282号を北東に進み相沢林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進み小長崎林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進み高倉山の峰線との交点に至り、同点から同峰線を南西に進み国有林岩手北部森林管理署35林班と国有林岩手北部森林管理署40林班の境界との交点に至り、同点から国有林岩手北部森林管理署35林班及び27林班と国有林岩手北部森林管理署40林班及び459林班の境界を南に進み国有林岩手北部森林管理署27林班と国有林岩手北部森林管理署24林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み比山林道との交点に至り、同点から同林道を北西に進み市道兄川線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道館市線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで

2(1) 名称 八幡平市荒木田山休猟区

(2) 区域 市道荒木田線と主要地方道岩手平館線との交点を起点とし、起点から主要地方道岩手平館線を南へ進み市道山崎線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道柵沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み旧西根町と旧松尾村の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み御月山頂上に至り、同頂上から旧西根町と旧安代町の境界を北東に進み岩手北部森林管理署国有林内暮坪林道との交点に至り、同点から同林道を南西に進みさらに南に進みさらに東に進み国有林岩手北部森林管理署1429林班と国有林岩手北部森林管理署1430林班の境界との交点に至り、同点から国有林岩手北部森林管理署1429林班及び1435林班と国有林岩手北部森林管理署1430林班、1432林班及び1434林班の境界を西に進みさらに南東に進みさらに南に進み岩手北部森林管理署国有林内荒木田東林道との交点に至り、同点から同林道を北西に進み国有林岩手北部森林管理署1436林班と国有林岩手北部森林管理署1435林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み市道寺沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道館沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道荒木田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで

3(1) 名称 八幡平市時森休猟区

(2) 区域 国道282号と市道柵沢線との交点を起点とし、起点から国道282号を北西に進み市道大花森線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道長者屋敷線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道前森山線との交点に至り、同点から同市道を北に進み小屋の沢林道との交点に至り、同点から同林道を東に進み国道282号との交点に至り、同点から同国道を南東に進みJR花輪線との交点に至り、同点から同JR線を北に進み国有林岩手北部森林管理署1452林班と民有林1029林班及び1028林班の境界との交点に至り、同点から国有林岩手北部森林管理署1452林班、1451林班、1450林班、1449林班、1453林班及び1454林班と民有林1028林班、1029林班及び1027林班の境界を東に進みさらに北に進み旧松尾村と旧安代町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み旧松尾村と旧西根町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで

4(1) 名称 雫石町切留休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の主要地方道盛岡横手線と国有林盛岡森林管理署669林班及び667林班と民有林255林班、253林班及び251林班の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を南西に進み岩手郡雫石町と西和賀郡西和賀町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み農道貝沢野線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み町道鶯宿切留線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み国有林盛岡森林管理署669林班及び667林班と民有林255林班、253林班及び251林

班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで

5(1) 名称 雫石町長山休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の一般県道網張温泉線と町道網張3号線との交点を起点とし、起点から一般県道網張温泉線を南東に進み小岩井農場と民地の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み町道篠川原・極楽野線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道高橋線との交点に至り、同点から同町道を西に進み葛根田川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み一般県道雫石東八幡平線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み町道網張3号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域及び岩手郡雫石町地内の町道雫石環状線と町道七ツ田・極楽野線との交点を起点とし、起点から町道雫石環状線を東に進み小岩井農場と民地の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み町道雫石小岩井線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道仁沢瀬・小松線との交点に至り、同点から同町道を西に進み一般県道雫石東八幡平線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み町道高前田・小松線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道西根線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み葛根田川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み町道西寄内・高八卦線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道高八卦・極楽野線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道七ツ田・極楽野線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで

6(1) 名称 雫石町大地沢休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の町道小志戸前線と林道小志戸前川線との交点を起点とし、起点から町道小志戸前線を東に進み町道小赤沢5号線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み志戸前川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み林道志戸前川線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を西に進み町有林47林班及び44林班から46林班と国有林盛岡森林管理署804林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み町有林53林班及び54林班と国有林盛岡森林管理署693林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林71林班と民有林72林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み小志戸前川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み林道小志戸前川線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで

7(1) 名称 葛巻町田部第1休猟区

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の主要地方道一戸葛巻線と岩手郡葛巻町と二戸郡一戸町の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道一戸葛巻線を南東に進み町道毛頭沢線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み民有林447林班と民有林445林班及び446林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み岩手郡葛巻町と二戸郡一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで

8(1) 名称 葛巻町三巢子休猟区

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の国道340号と町道滝沢上外川線との交点を起点とし、起点から国道340号を南東に進み岩手郡葛巻町と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み牧場管理道との交点に至り、同点から同管理道を南西に進み町道上外川牧野線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道滝沢上外川線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで